主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人島田勝三の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を 精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴四○八条により主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である

昭和二六年九月一四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	栗	山		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎